

山武市「地域まちづくり支援員」募集要項

山武市では、地方分権が進展する中、「市民こそが主役のまちづくり」を進め、住みなれた地域で、「誰もがしあわせを実感しながら暮らし続けることができる独立都市 さんむ」を目指し、協働と交流によるまちづくりの推進を図っています。

人口減少や高齢化の著しい社会情勢において、市民協働のもとに、地域の実情や時代に対応した集落の維持・活性化に必要な対策や仕組みづくりを更に推進するため、「山武市地域まちづくり支援員」を配置することとし、市民協働を視点とした地域まちづくり活動に情熱がある方を支援員として、「山武市地域まちづくり支援員設置要綱」に基づき、募集します。

1 募集人員

集落支援員 1名

2 活動内容

- (1) 山武市地域まちづくり事業の推進及び普及に関すること。
- (2) 地域の巡回、状況把握及び課題の整理分析に関すること。
- (3) 地域各団体との協議及び話し合いの場づくりに関すること。
- (4) 地域住民と行政のほか、生活を取り巻く各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) 防災、福祉、環境整備及び他地域との連携、交流など住民の生活維持のための自主的な活動への支援に関すること。
- (6) 地域の維持活性化にかかるコーディネートに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職務に関すること。

3 募集対象

- (1) 年齢満 20 歳以上で心身が健康で地域の実情に精通し、地域まちづくりに対する熱意と識見を有し、これからの地域コミュニティ形成、協働意識の醸成及び集落活動の活性化に積極的に取り組む意志のある方。
- (2) 市内に住民票があり居住している方。
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方。
- (4) パソコン(ワード、エクセル、Eメール等)の基本的な操作ができる方。
- (5) 地域の住民や NPO 団体等の各種活動団体及び行政職員と十分にコミュニケーションがとれる方。

4 勤務条件等

- (1) 身分：地域まちづくり支援員（特別職の非常勤職員）で市長が委嘱します。
- (2) 任用期間：任用した日から 1 年間。ただし、活動状況などから双方協議のうえ更新することができます。

- (3) 勤務場所：山武市役所市民自治支援課に勤務し、配置地域を中心に市内で活動していただきます。
- (4) 勤務時間等
 - ① 勤務日数：1週間当たり概ね28時間(週4日程度)
 - ② 勤務時間：山武市地域まちづくり支援員設置要綱第5条に規定する職務を遂行するために必要な時間とする。(概ね9時00分から17時00分までとし、夜間の会議等で活動時間がこれを超過した場合は、翌月以降の活動時間を減じて調整するものとします。)
- (5) 報酬等：月額182,000円(交通費込、賞与、退職金はありません)
- (6) その他：活動に必要な経費については、予算の範囲内で市が負担します。

5 応募手続

- (1) 応募受付期間
平成27年9月28日(月)から平成27年10月13日(火)まで市民自治支援課で受付(郵送の場合は当日消印有効)。なお提出書類は返却しません。

- (2) 提出書類

- ① 山武市「地域まちづくり支援員」応募用紙(様式1)
- ② 山武市「地域まちづくり支援員」活動目標(様式2)

※様式1、2(①、②)について、山武市のホームページでダウンロードしていただくか、市民自治支援課でお受け取りください。

- (3) 応募・お問い合わせ先

〒289-1392

千葉県山武市殿台296番地

山武市役所 総務部市民自治支援課

市民自治支援係 担当：内山

TEL 0475-80-0151

FAX 0475-82-2107

E-mail: katsudoshien@city.sammu.lg.jp

HP: <http://www.city.sammu.lg.jp>

* ご提出いただいた個人情報は、山武市地域まちづくり支援員選考にのみ使用します。

6 選考

- (1) 第1次審査

書類選考により、応募資格の確認と文章能力を見させていただきます。第1次審査の結果は、10月下旬に応募者全員に文書で通知します。

- (2) 最終審査

第1次審査合格者を対象に地域まちづくり支援員としての適性を知るために面接

を行います。最終審査の日程等詳細につきましては、第1次審査結果を通知する際に合格者へお知らせします。

(3) 最終審査結果のお知らせ

最終審査結果は、最終審査を受けた方全員に文書で通知します。

7 その他

募集に関してのご質問などは、上記問い合わせ先にご確認ください。